

長野広域連合
一般廃棄物最終処分場運営事業
公募説明書

令和2年6月

長野広域連合

目次

1	公募に付する事項	1
1.1	事業名.....	1
1.2	事業の目的.....	1
1.3	事業実施場所.....	1
1.4	運営期間.....	1
2	事業概要	2
2.1	契約スキーム.....	2
2.2	運営事業者の業務内容.....	2
2.3	事業期間終了時の措置.....	2
2.4	連合が実施する業務の範囲.....	2
2.5	運営委託費の上限額.....	2
2.6	債務負担行為.....	2
3	応募者の審査及び選定	3
3.1	民間事業者募集及び選定等のスケジュール.....	4
3.2	事業者選定委員会の設置.....	4
4	応募者の参加資格要件	5
4.1	応募者の構成等.....	5
4.2	応募者の参加資格要件.....	5
4.2.1	応募者共通の参加資格要件.....	5
4.2.2	応募者の役割別の参加資格要件.....	6
4.3	参加資格の喪失.....	6
4.4	応募に関する留意事項.....	6
4.4.1	公募説明書の承諾.....	6
4.4.2	費用の負担.....	6
4.4.3	使用言語及び単位.....	7
4.4.4	著作権.....	7
4.4.5	提出書類の取扱い.....	7
4.4.6	資料の取扱い.....	7
4.4.7	その他.....	7
5	公募に関する手続き等	8
5.1	募集要項の構成.....	8
5.2	募集要項（第1部）の公表.....	8
5.3	募集要項（第1部）に関する質問・回答.....	8
5.3.1	質問の受付.....	8
5.3.2	質問への回答.....	8
5.4	参考資料の閲覧.....	8
5.5	参加表明書及び資格審査申請書類の受付.....	9
5.6	資格審査結果の通知及び募集要項（第2部）の配布.....	9

5.7	募集要項（第2部）に関する質問・回答	10
5.7.1	質問の受付	10
5.7.2	質問の回答	10
5.8	参加資格がないと認めた理由の説明	10
5.9	現地見学会	10
5.10	提案書類の作成及び提出	10
5.10.1	価格提案書を除く提案書類の作成方法	10
5.10.2	価格提案書の作成方法	11
5.10.3	提案書類の受付	11
5.10.4	応募の辞退	12
5.10.5	提案書類の無効	12
5.10.6	提案書類の明瞭化	12
6	審査	13
6.1	審査及び選定	13
6.1.1	審査の手順及び方法	13
6.2	審査結果理由の説明	13
7	主要な契約条件	14
7.1	運営委託費	14
7.1.1	連合の支払額	14
7.1.2	物価変動等による改定	14
7.2	リスク管理の方針	15
7.2.1	基本的考え方	15
7.2.2	予想されるリスクと分担	15
7.2.3	保険	15
7.3	事業実施に関する事項	15
7.3.1	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
7.3.2	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
7.4	連合によるモニタリング	16
7.4.1	モニタリングの概要	16
7.4.2	支払の減額等	16
8	契約手続	16
8.1	契約の締結	16
8.2	契約を締結しない場合	16
8.3	費用の負担	16
8.4	契約保証金	16
8.5	その他	16
9	担当部局	17

用語の定義

本公募説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、「長野広域連合一般廃棄物最終処分場運営事業」をいう。
- (2) 「本施設」とは、「長野広域連合一般廃棄物最終処分場」をいう。
- (3) 「連合」とは、「長野広域連合」をいう。
- (4) 「長期包括委託方式」とは、施設の維持管理及び運営を複数年にわたり一括して民間に委託する方式をいう。
- (5) 「民間事業者」とは、本事業への応募が可能な事業者をいう。
- (6) 「運営事業者」とは、本事業を受託した事業者をいう。
- (7) 「共同企業体」とは、本事業の実施を目的として結成された共同企業体をいう。
- (8) 「応募者」とは、本事業に応募する民間事業者をいう。
- (9) 「代表企業」とは、応募者のうち、本事業の応募手続きを行う等の代表的役割を果たす事業者をいう。
- (10) 「構成企業」とは、応募者のうち、代表企業以外の事業者をいう。
- (11) 「水処理企業」とは、本施設の浸出水処理等に関する維持管理・運営業務を担当する者をいう。
- (12) 「埋立企業」とは、本施設の埋立に関する維持管理・運営業務を担当する者をいう。
- (13) 「埋立物」とは、ながの環境エネルギーセンター及び（仮称）長野広域連合B焼却施設から搬出される副生成物のうち、「熔融スラグ」、「飛灰処理物」及び「その他熔融不適物」をいう。
- (14) 「廃棄物処理法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）をいう。
- (15) 「技術管理者」とは、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場）として「長野広域連合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格に関する条例第2条の規定に基づく資格を有する者」をいう。
- (16) 「募集要項」とは、運営事業者の募集に際して配布する以下の書類等をいう。
 - ・ 公募説明書
 - ・ 要求水準書
 - ・ 優先交渉権者選定基準
 - ・ 運営業務委託契約書(案)
 - ・ モニタリング基準（案）
 - ・ 様式集
 - ・ その他資料

- (17) 「要求水準書」とは、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
- (18) 「資格審査通過者」とは、資格審査を通過した応募者をいう。
- (19) 「資格審査申請書類」とは、参加資格審査申請書及び参加資格確認資料一式をいう。
- (20) 「提案書類」とは、本審査のために提出する書類一式をいう。
- (21) 「審査対象者」とは、資格審査通過者で審査の対象者をいう。
- (22) 「事業者選定委員会」とは、本事業の審査を行う「長野広域連合ごみ処理施設建設事業者等選定委員会」をいう。
- (23) 「運営委託契約」とは、連合と運営事業者の間で締結される本事業に係る運營業務委託契約をいう。
- (24) 「運営委託費」とは、連合が運営事業者に対して支払う本事業に係る対価のことをいう。
- (25) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動等の自然的又は人為的な現象のうち、連合及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由をいう。
- (26) 「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- (27) 「担当部局」とは、本事業において運営事業者選定等の事務を担当する、長野広域連合事務局環境推進課をいう。

長野広域連合は、「長野広域連合一般廃棄物最終処分場運営事業」について、5年2か月間にわたる長期包括委託方式により実施する。

この公募説明書は、連合が運営事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

運営事業者の決定等については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書を含む募集要項によるものとする。

本事業に応募する者は、募集要項に記載された運営事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、必要な提案書類を提出するものとする。

1 公募に付する事項

1.1 事業名

長野広域連合一般廃棄物最終処分場運営事業

1.2 事業の目的

本事業は、本施設の維持管理・運営に関連する一連の業務について、民間事業者の技術的能力、経営能力等を活用し、効率的かつ効果的な施設運営を図ることを目的として、維持管理・運営を包括的に民間事業者に委託するものである。

1.3 事業実施場所

須坂市大字亀倉字栗毛・左方外

1.4 運営期間

本施設の運営期間は、供用開始日から5年2か月間とする。

- ・運営委託契約 令和2年12月
- ・本施設の供用開始 令和3年2月1日
- ・本事業の終了 令和8年3月31日

本施設の建設工事が遅延し、供用開始が遅れる場合は、応募者に対し、速やかに通知するとともに、運営開始日及び終了日を遅延日数分遅らせるものとする。なお、理由の如何に関わらず、これにより運営事業者に損害が発生した場合であっても連合はその責を負わない。

2 事業概要

2.1 契約スキーム

連合は、運営事業者と本事業に係る運営委託契約を締結する。本事業の契約スキームを「別紙1 事業スキーム図」に示す。

2.2 運営事業者の業務内容

運営事業者が実施する主な業務は以下のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書に示す。

- (1) 埋立物の受入管理業務
- (2) 本施設の運転管理業務（浸出水処理施設運転管理、埋立作業等）
- (3) 本施設の維持管理業務
- (4) 本施設の環境管理業務
- (5) 本施設の情報管理業務
- (6) その他関連業務

なお、運営事業者は、本事業の実施に必要な、本施設内の土地及び施設を無償で使用することができる。

2.3 事業期間終了時の措置

運営事業者は、事業期間終了時に、要求水準書に定める事業期間終了時の引き渡し条件を満足する状態で、連合に本施設を引き渡すものとする。

2.4 連合が実施する業務の範囲

連合が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

- (1) 埋立物の搬入
- (2) 運営事業者が発見し、除去した搬入禁止物の引取り及び処分
- (3) 本事業の運営状況のモニタリング
- (4) 住民対応（運営事業者が実施する業務に起因する住民対応以外）
- (5) 見学者及び行政視察への対応
- (6) 運営委託費の支払

2.5 運営委託費の上限額

本事業の運営委託費の上限額（消費税及び地方消費税の額は含まない。）は以下のとおりである。提案価格は上限額を超えないものとする。

上限額：390,720,000円

なお、この中に漏水検知システムの点検委託費用として、計6,940,000円（消費税及び地方消費税の額は含まない。）を見込むこと。

2.6 債務負担行為

本事業に関する予算措置として、令和2年4月長野広域連合議会臨時会で債務負担行為を定めている。

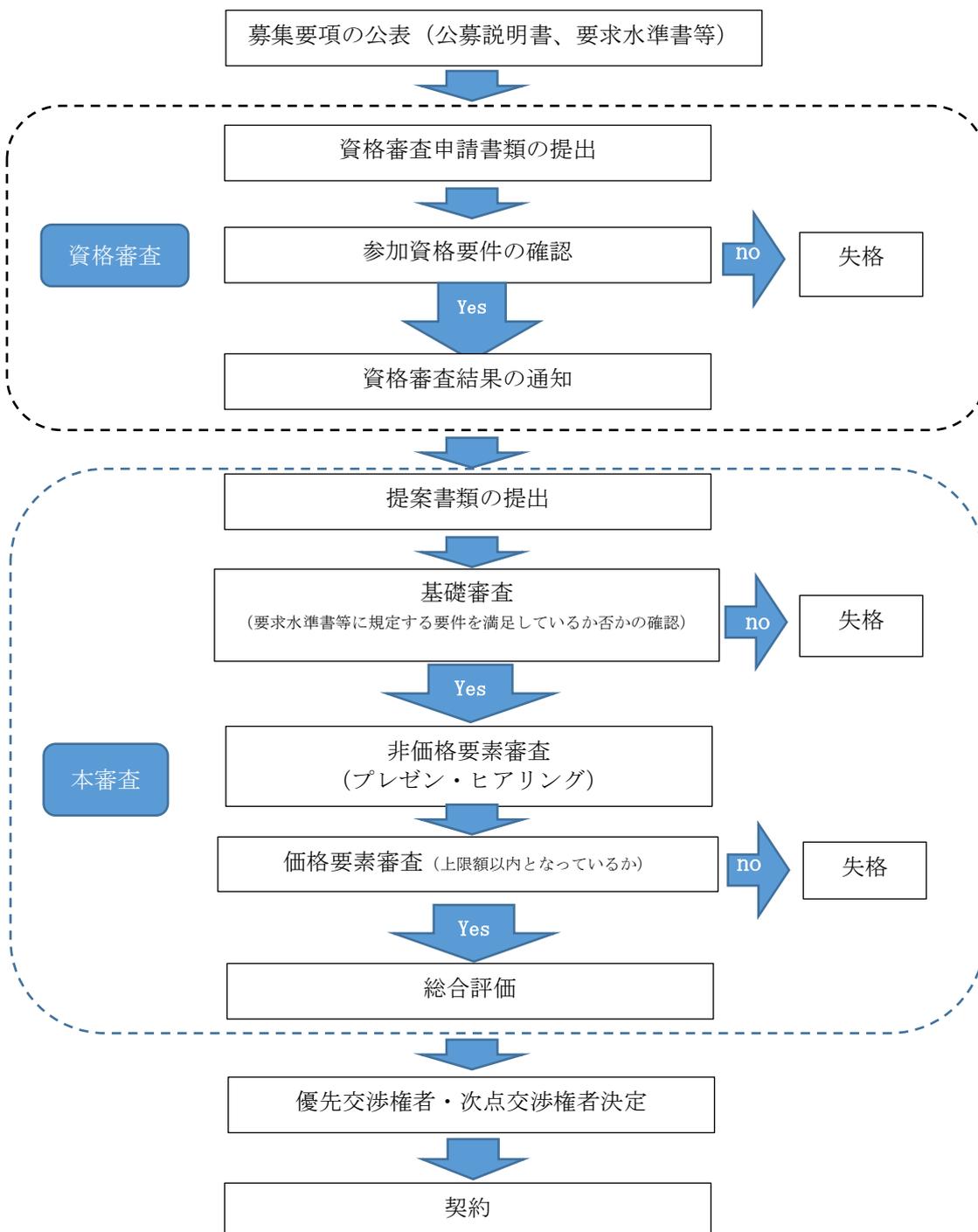
3 応募者の審査及び選定

連合は、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して運営事業者を選定する。

応募者の審査に関しては、事業者選定委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、連合が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、公告から契約締結に至るまでの流れは、図のとおりである。

図

事業者選定の進め方



3.1 民間事業者募集及び選定等のスケジュール

本事業における民間事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は表1のとおりとする。

表1 事業者募集・選定スケジュール（予定）

月 日	項 目
6月25日（木）	募集公告及び募集要項（第1部）の公表
7月2日（木）	資格審査に関する質問締切
7月9日（木）	資格審査に関する質問回答
7月9日（木）	その他募集要項（第1部）に関する質問締切
7月15日（水）	参加表明書、資格審査申請書類締切
7月31日（金）	その他募集要項（第1部）に関する質問回答
7月31日（金）	資格審査結果の通知、募集要項（第2部）の配布
8月3日（月）～7日（金）	現地見学会
8月17日（月）	募集要項（第2部）に関する質問締切
8月31日（月）	募集要項（第2部）に関する質問回答
9月24日（木）	提案書提出締切
11月上旬	非価格要素審査（プレゼン・ヒアリング） 価格要素審査 総合評価
11月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
12月上旬	契約締結

※スケジュールに変更が生じた場合は、連合のホームページにおいて公表する。

3.2 事業者選定委員会の設置

連合は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって事業者選定委員会を設置する。

委員は、以下のとおりとする。（敬称略、順不同）

委員	小野 雄 策	（元日本工業大学教授）
委員	小 峯 秀 雄	（早稲田大学創造理工学部教授）
委員	中 村 正 行	（信州大学工学部教授）
委員	藤 吉 秀 昭	（一般財団法人日本環境衛生センター副理事長）
委員	宮 脇 健 太 郎	（明星大学理工学部教授）
委員	山 口 直 也	（青山学院大学大学院教授）
委員	青 木 一 浩	（須坂市市民環境部長）

応募者が、事業者選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

4 応募者の参加資格要件

4.1 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- (1) 応募者は、水処理企業と埋立企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割を兼任する場合は単独での応募も可。）により構成されるものとする。複数の企業のグループを構築する場合は、共同企業体として応募すること。
- (2) 水処理企業又は埋立企業のどちらかに技術管理者に成り得る資格を有する者を本事業の現場総括責任者として配置できること。
- (3) 前号の現場総括責任者を配置する企業を代表企業と定め、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。また、運営事業者となった場合、当該代表企業が全体の業務管理（企業間協議、リスク管理、セルフモニタリング、各種書類提出など）を行い、連合との交渉窓口となること。
- (4) 応募者は、応募に際して、代表企業及び構成企業のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (5) 参加表明書提出以後、応募者の代表企業及び構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、特段の事情があると連合が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 代表企業、構成企業のいずれかが、他の応募者の代表企業又は構成企業になることはできない。
- (7) 共同企業体として応募する場合は、参加表明書の提出までに共同企業体を結成すること。この際、代表企業が共同企業体の代表者（出資比率についても構成員中最大とする）となること。

4.2 応募者の参加資格要件

4.2.1 応募者共通の参加資格要件

応募者は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (3) 構成企業の役割に応じて、長野市物品に係る競争入札参加資格者名簿（長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿（長野市契約規則様式第5号）又は須坂市物品購入等入札参加資格者名簿（須坂市物品購入等入札制度合理化対策要綱（平成29年11月10日告示第146号）第5）をいう。）に記載されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日施行）及び須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成29年11月10日告示第147号）に基づく指名停止期間中である者でないこと。
- (6) 清算中の株式会社である企業については、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 最近1年間の法人税、消費税、法人事業税、法人住民税を滞納していないこと。
- (9) 事業者選定委員会の委員が属する団体又は企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (10) 連合又は構成市町村が発注する契約の履行に関して裁判が係争中でないこと。（契約日までに訴えを提起した場合も含む。）
- (11) 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。

- (13) 長野県暴力団排除条例施行規則(平成23年8月1日公安委員会規則第5号)第2条各号に定める暴力団関係者でないこと。
- (14) 連合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びこの者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、連合のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社
東京都千代田区神田錦町三丁目22番地

なお、本公募説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

- (15) 共同企業体で応募する場合は、上記各号に掲げる要件に加え、長野市物品等供給契約に係る共同企業体取扱要綱(平成6年10月11日告示第207号)第8から第11の要件を満たすこと。
- (16) 共同企業体で応募する場合の、共同企業体の構成員となる企業の数に2又は3とする。

4.2.2 応募者の役割別の参加資格要件

水処理企業及び埋立企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 水処理企業は、浸出水処理施設を有する一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場(管理型に限る)又は下水処理場の維持管理・運營業務(水処理を含むこと)において、平成17年4月1日以降で1年間以上の業務経験(1件以上)を有していること。(元請け、下請け、自社施設を問わない。)
- (2) 埋立企業は、一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場(管理型に限る)の埋立作業について、平成17年4月1日以降で1年間以上の業務経験(1件以上)を有していること。(元請け、下請け、自社施設を問わない。)

4.3 参加資格の喪失

参加資格要件の確認は、参加表明書及び資格審査申請書類の受付締切日とする。

応募者の代表企業又は構成企業のいずれかが契約締結までの間に上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

ただし、提案書類の受付締切日までにおいては、応募者のうち参加資格要件を欠くこととなった企業が代表企業に該当せず、当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等、応募手続の透明性及び公平性を害さないと連合が特に認める場合に限り、当該要件に掲げる資格を欠くこととなる企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で新たに応募者を構成し、応募手続を継続することができる。

4.4 応募に関する留意事項

4.4.1 公募説明書の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、公募説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

4.4.2 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

4.4.3 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

4.4.4 著作権

応募者から本公募説明書に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、連合は、本事業の範囲において公表する場合、その他連合が必要と認める場合には、本公募説明書に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

4.4.5 提出書類の取扱い

提出された書類については、原則、変更できないものとし、また、理由の如何に関わらず返却しない。

4.4.6 資料の取扱い

連合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、連合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

4.4.7 その他

- (1) 提案に当たって、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 公正に募集手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、連合は、当該応募者を募集手続きに参加させず又は募集手続きの執行を延期若しくは取りやめることがある。
- (3) 不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- (4) 連合が必要と認めたときは、募集手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。
- (5) 募集要項等に定めるもののほか、公募への参加に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知することとする。
- (6) 連合が配布する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとし、以後、配布するものが本公募説明書等を補完・修正するものである場合には、本公募説明書等の内容に優先するものとする。

5 公募に関する手続き等

5.1 募集要項の構成

募集要項は、以下の書類により構成される。これら書類は提案書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

- (1) 募集要項（第1部）
 - ・公募説明書
 - ・要求水準書
 - ・優先交渉権者選定基準
 - ・様式集（第1部）（様式第1号～第9号）
- (2) 募集要項（第2部）
 - ・運營業務委託契約書（案）
 - ・モニタリング基準（案）
 - ・様式集（第2部）（様式第10号～第18号）

5.2 募集要項（第1部）の公表

連合のホームページにおいて、次のとおり募集要項（第1部）を公表する。

公表年月日：令和2年6月25日（木）

5.3 募集要項（第1部）に関する質問・回答

5.3.1 質問の受付

募集要項（第1部）の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付締切日時
 - ① 資格審査に関する質問：令和2年7月2日（木）午後3時まで
 - ② その他募集要項（第1部）に関する質問：
令和2年7月9日（木）午後3時まで

(2) 受付方法

質問のある者は、「募集要項（第1部）のうち資格審査に関する質問書（様式第1号）」及び「その他の募集要項（第1部）に関する質問書（様式第2号）」に、質問事項を簡潔に記入の上、電子メールで担当部局に送信する。また、電子メール送信後、電話でメールの到着について担当部局に確認を行うこと。なお、これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けないものとする。

5.3.2 質問への回答

募集要項（第1部）に関する質問に対する回答は、連合のホームページにおいて、次のとおり公表する。なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質問について回答するとは限らない。

- (1) 資格審査に関する質問への回答
令和2年7月9日（木）まで
- (2) その他募集要項（第1部）に関する質問への回答
令和2年7月31日（金）まで

5.4 参考資料の閲覧

本事業の公募への参加を予定する民間事業者を対象に、応募に当たっての参考資料として、「別紙2 閲覧用参考資料リスト」に示す資料の閲覧を次のとおり実施する。なお、閲覧の際に募集要項等に対する質問は受け付けない。

(1) 閲覧期間

令和2年6月29日（月）～令和2年9月18日（金）（土曜日、日曜日、祝日を除く）

- (2) 閲覧日
上記期間のうち、申込者が希望する日。なお、資格審査結果通知日以降は、資格審査通過者のみを対象とする。
- (3) 閲覧時間
午前9時～午後4時（正午から午後1時までを除く）
- (4) 閲覧場所
担当部局
- (5) 閲覧の申込について
- ① 申込受付期間
令和2年6月26日（金）～令和2年9月17日（木）午後3時まで
 - ② 申込方法
「参考資料閲覧申込書」（様式第3号）に必要事項を記入の上、希望する閲覧日の前日午後3時までに、電子メールで担当部局に申し込むこと。なお、申込者は電話でメールの到着について担当部局に確認を行うこと。
- (6) 閲覧日は、連合より申込者に回答する。

5.5 参加表明書及び資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び資格審査申請書類を持参又は郵送等により提出すること。郵送等の場合は、配達記録が残る方法を用いること。

- (1) 受付日時
令和2年7月14日（火）又は令和2年7月15日（水）
午前9時～正午、午後1時～午後3時
※郵送等の場合は、この期間内に必着のこと。
- (2) 受付場所
担当部局
- (3) 提出書類
以下の書類を各1部提出すること。
- ① 参加表明書（様式第4号）
 - ② 構成企業表（役割分担）（様式第5号）
 - ③ 委任状（代表企業）（様式第6号）
 - ④ 委任状（復代理人）（様式第7号）
 - ⑤ 参加資格審査申請書（様式第8号）
 - ⑥ 添付書類
 - ・会社概要（各構成企業）
 - ・企業単体の貸借対照表（各構成企業の直近3年）
 - ・企業単体の損益計算書（各構成企業の直近3年）
 - ・連結決算の貸借対照表（各構成企業の直近1年）
 - ・連結決算の損益計算書（各構成企業の直近1年）
 - ・納税証明書¹（対象の国税及び地方税の完納を証明するもの）
 - ・共同企業体協定書²
 - ・水処理業務又は埋立業務の実績が分かる書類
 - ・その他応募者の資格を証する書類の写し

5.6 資格審査結果の通知及び募集要項（第2部）の配布

資格審査の結果については、令和2年7月31日（金）に応募者の代表企業に対し、電子メール及び書面にて通知する。この際、募集要項（第2部）を電子データにて配布する。併せて提案者グループ名等を通知するので、提案書類（副本）の作成に用いること。

¹ 納税証明書は、募集公告日から資格審査申請書類の提出期日までに発行されたものとする。

² 共同企業体で応募する場合。構成員数に1を加えた部数を提出すること。

5.7 募集要項（第2部）に関する質問・回答

5.7.1 質問の受付

募集要項（第2部）に関する質問は資格審査通過者を対象として次のとおり受付ける。

- (1) 受付締切日時
令和2年8月17日（月）午後3時まで
- (2) 受付方法

質問のある者は、「募集要項（第2部）に関する質問書（様式第10号）」に、質問事項を簡潔に記入の上、電子メールで担当部局に送信する。また、電子メール送信後、電話でメールの到着について担当部局に確認を行うこと。なお、これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けないものとする。

5.7.2 質問の回答

募集要項（第2部）に関する質問に対する回答は、全ての資格審査通過者に電子メールで回答する。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質問について回答するとは限らない。

回答日：令和2年8月31日（月）まで

5.8 参加資格がないと認めた理由の説明

参加資格がないと判断された場合、応募者は令和2年8月5日（水）午後3時までの間に書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

連合は、令和2年8月12日（水）までに応募者の代表企業に対し書面により回答する。

5.9 現地見学会

資格審査通過者を対象として、現地見学会を次のとおり開催する。なお、現地見学会において募集要項等に対する質問は受け付けない。

- (1) 現地見学会実施期間
令和2年8月3日（月）～令和2年8月7日（金）
- (2) 現地見学会実施日
上記期間のうち、申込者が希望する日
- (3) 現地見学会実施時間
午前10時～午後3時（正午から午後1時までを除く）
- (4) 現地見学会実施場所
本施設及びその周辺
- (5) 現地見学会の申込
 - ① 申込受付期限
令和2年7月31日（金）午後3時
 - ② 申込方法

「現地見学会参加申込書」（様式第9号）に必要事項を記入の上、電子メールで担当部局へ申し込むこと。なお、申込者は電話でメールの到着について担当部局に確認を行うこと。

現地見学会実施日は、連合から申込者に回答する。

5.10 提案書類の作成及び提出

5.10.1 価格提案書を除く提案書類の作成方法

価格提案書、運営費内訳書以外の提案書類については、正本1部、副本20部とCD-R又はDVD-R3枚（正本1枚、副本2枚）を提出すること。

提案書類は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。また、提案書類のうち文書で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、

着色は自由とする。

- (1) 正本 1 部（添付書類を含め、応募者名がわかるもの。押印要。）
- (2) 副本 20 部（添付書類を含め、正本から応募者名及び応募者名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても応募者名が分かるような表現は行わないこと。押印不要。）
- (3) CD-R 又は DVD-R 3 枚（正本 1 枚、副本 2 枚）
応募書類の電子データを格納すること。また、格納の条件は以下のとおりとする。
 - ① フォーマットは Windows 形式とすること。
 - ② 様式の指定があるもの及び説明文等は、Microsoft 社製の Word、Excel の 2000 以降のバージョンとすること。その他図面等は、PDF 形式とすること。
 - ③ ウイルスチェックを行ってから提出すること。
- (4) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

5.10.2 価格提案書の作成方法

- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。
- (2) 中封筒には価格提案書のみを入れて封かんし、価格提案書に押印した印により 2 か所を封印すること。
- (3) 中封筒の表面に以下を記載すること。
 - ・ 事業名
 - ・ 応募者名
 - ・ 価格提案書在中
- (4) 外封筒には、中封筒、運営費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に以下を記載すること。
 - ・ 事業名
 - ・ 応募者名
 - ・ 価格提案書及び運営費内訳書在中

5.10.3 提案書類の受付

資格審査通過者から、本事業に関する下記の書類を記載した提案書類を受付ける。提案書類の提出方法は持参又は郵送等とする。郵送等の場合は、配達記録が残る方法を用いること。

なお、代理人が提出する場合は委任状（様式第 17 号）を当日持参すること。提案書類を確認後、連合は受領書を発行する。

- (1) 受付日時
令和 2 年 9 月 23 日（水）又は 9 月 24 日（木）
午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時
※郵送等の場合は、受付期限までに必着のこと。
- (2) 受付場所
担当部局
- (3) 提出書類
 - ① 提案書類提出書（様式第 11 号）
 - ② 価格提案書（運営委託費内訳書含む）（様式第 12-1 号、12-2 号）
 - ③ 事業実施体制図（様式第 13 号）
 - ④ 技術提案書（様式第 14 号）
 - ⑤ 要求水準適合状況表（様式第 14 号別添）
 - ⑥ 非価格要素提案書（様式第 15 号）
 - ⑦ 事業計画書（様式第 16 号）

5.10.4 応募の辞退

資格審査通過者は、応募書類提出時まで随時応募を辞退することができる。辞退する場合は、応募辞退届(様式第 18 号)を担当部局へ持参又は郵送すること。

5.10.5 提案書類の無効

次のいずれかに該当する場合には、提案書類を無効とし、資格審査通過者を失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書類を提出した者
- (2) 同一事項の提案につき 2 以上出した者
- (3) 同一事項の提案につき他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者
- (4) 価格提案書の氏名、金額、その他の要件が不明な者又は記名押印を欠く者
- (5) 金額を欠いた、又は訂正した者
- (6) その他提案に関し、不正の行為があった者

5.10.6 提案書類の明瞭化

提案書類の提出後、審査の過程において、連合がこれらの書類の明瞭化のための問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

6 審査

6.1 審査及び選定

連合は、「優先交渉権者選定基準」に従って、提案書類の審査を行う。

6.1.1 審査の手順及び方法

(1) 基礎審査

連合は、以下について基礎審査を行う。基礎審査では、提案書類の内容が、要求水準書の内容を満たしていることを確認する。

基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

- ① 必要な書類がそろっているか
- ② 書類間で整合しているか
- ③ すべての業務について、要求水準を満たした提案がなされているか
- ④ すべての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか

(2) 非価格要素審査

事業者選定委員会は、非価格要素提案書に記載された内容について、優先交渉権者選定基準に基づき審査し、非価格要素点を算定する。

なお、審査に当たっては、審査対象者によるプレゼンテーション及び審査対象者へのヒアリングを実施する。

(3) 価格要素審査

審査対象者の提案価格を優先交渉権者選定基準に基づき価格要素点を算定する。また、提案価格と運営費内訳書の整合性を確認する。なお、提案価格が上限額の範囲内でない審査対象者は失格とする。

(4) 総合評価の実施

価格要素点と非価格要素点をもとに、優先交渉権者選定基準に定める算式により総合評価点を算定し、審査対象者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、非価格要素点が高い者を優先交渉権者とし、これも同点である場合は、くじにより優先交渉権者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

(5) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定並びに公表

連合は、事業者選定委員会の報告を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、その結果を応募者の代表企業に文書で通知するとともに、連合のホームページで公表する。

なお、民間事業者の応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合には、当該民間事業者の優先交渉権者の権利又は次点交渉権者の権利を無効とする。

6.2 審査結果理由の説明

審査対象者は、自身の審査結果の理由について、以下のとおり連合に説明を求めることができる。

審査結果の理由について説明を求める場合には、連合が通知した日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に担当部局へ書面（書式は自由）により、請求を行うものとする。なお、当該書面は郵送又は持参によるものとし、郵送の場合は期間の最終日の午後5時必着、持参の場合は期間中の午前9時から午後5時までとする。

連合は、請求を受けた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に書面により回答を行う。

7 主要な契約条件

本事業の提案に際し、主要な契約条件は次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類等を作成すること。

7.1 運営委託費

7.1.1 連合の支払額

連合は、本事業の実施に係る対価を運営委託費として、運営期間にわたり運営事業者に支払う。

運営委託費は、四半期ごとの支払いとし、4月、7月、10月、1月にそれぞれ前3か月分を支払うものとする。ただし、令和3年4月においては前2か月分を支払う。

運営委託費は、固定費と変動費（埋立量に応じて変動）で構成する。固定費については年度ごとの金額、変動費についてはトン当たり単価を提案すること。

なお、変動費は、本事業の実施に伴う変動的経費を埋立量で割り返して設定するものであり、必ずしも埋立に係る経費のみを変動費とするわけではないことに留意すること。本事業に係る委託料の構成は、表2のとおりである。

表2 本事業に係る運営委託費の構成

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
運営委託費A	<p>■固定費</p> <p>埋立量がゼロの場合でも事業を継続していくために必要となる費用</p>	<p>■各年度の支払金額</p> <p>提案の年度ごと固定費（各年度同額とすること。ただし、初年度については2か月分とし、6分の1の額とすること。）</p>
運営委託費B	<p>■変動費</p> <p>埋立量に応じて増減する費用</p>	<p>■埋立量1トン当たりの支払金額</p> <p>提案価格の算定に当たっては、要求水準書に記載の各年度の埋立量を参照すること。</p>

7.1.2 物価変動等による改定

運営委託費は、物価変動に基づき、年に1回見直すものとする。

(1) 指標

物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とすることを原則とする。

(2) 改定の計算方法

毎年10月に、その時点で入手できる上記アの指標値（前年8月から当年7月までの単純平均）の確認を行い、提案時（令和元年8月から令和2年7月までの単純平均）と比較し、次の方法により翌年度の運営委託費の改定を行う。

ただし、令和2年度及び令和3年度の運営委託費については改定しない。

また、提案時の指標（改定があった場合は、前回改定時の8月から7月までの単純平均）と比較した結果、±1.5%未満である場合には改定しない。

なお、改定後の運営委託費の1円未満の端数（四半期ごとの固定費及び変動単価）については切り捨てとする。

$$P_n' = P_n \times \frac{I_{n-1}}{I_2}$$

P_n' : 改定後の令和n年度の運営委託費（消費税及び地方消費税は除く）

P_n : 提案による令和n年度の運営委託費（消費税及び地方消費税は除く）

I_{n-1} : 令和（n-1）年10月時点で入手できる指標値（令和（n-2）年8月から令和（n-1）年7月までの単純平均）

I_2 : 提案時の指標値（令和元年8月から令和2年7月までの単純平均）

7.2 リスク管理の方針

7.2.1 基本的考え方

本事業においては、本施設の維持管理・運営の責任は、原則として運営事業者が負うものとする。ただし、連合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、連合が責任を負うものとする。

7.2.2 予想されるリスクと分担

予想されるリスク及び連合と運営事業者のリスク分担は、別紙3に定めるとおりとし、リスク分担の程度や具体的な内容については、運営委託契約に定めるものとする。

7.2.3 保険

施設の維持管理・運営に伴い第三者に損害を及ぼした場合、運営事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、運営事業者は、火災保険及び第三者賠償保険等に加入するものとする。

なお、連合は、本施設の竣工後速やかに次に示す保険に加入する予定である。

- ・建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）

7.3 事業実施に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

7.3.1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

運営委託契約の解釈について疑義が生じた場合、連合と運営事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、運営委託契約に規定する具体的措置に従う。

また、運営委託契約に関する紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

7.3.2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 運営事業者の責めに帰すべき事由による場合

- ① 運営事業者の提供するサービスが、運営委託契約で定める運営事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、連合は、運営事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。運営事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、連合は、運営委託契約を解約することができる。
- ② 運営事業者が倒産し、又は運営事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、運営委託契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、連合は運営委託契約を解約することができる。
- ③ ①又は②の規定により連合が運営委託契約を解約した場合、運営事業者は、連合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 連合の責めに帰すべき事由による場合

- ① 連合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、運営事業者は運営委託契約を解約することができるものとする。
- ② ①の規定により運営事業者が運営委託契約を解約した場合、連合は、運営事業者が生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力、その他連合又は運営事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、連合及び運営事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事

前に書面によるその旨の通知をすることにより、連合及び運営事業者は、運営委託契約を解約することができるものとする。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、運営委託契約に定める。

7.4 連合によるモニタリング

連合は、運営委託契約に基づき、運営事業者が実施する本施設の維持管理・運営の状況について、モニタリングを次のとおり行う。

7.4.1 モニタリングの概要

連合は、運営事業者から提出される日報、月報及び年報等に基づき、本事業の実施状況が、募集要項及び提案内容等を満たしていることを確認する。

モニタリングにより、本事業の実施状況が、運営委託契約及び要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、連合は運営事業者に改善を要求し、運営事業者は必要な措置を講じるものとする。

7.4.2 支払の減額等

モニタリングの結果、運営委託契約書及び要求水準書等で定められた条件を満たしていないことが判明した場合は、運営委託費の減額等を行うことがある。減額等の方法については運營業務委託契約書に規定する。

具体的な内容については、モニタリング基準（案）に示す。

8 契約手続

8.1 契約の締結

連合は、優先交渉権者と契約協議が整った場合は、本事業に係る運営委託契約を優先交渉権者と締結する。

8.2 契約を締結しない場合

優先交渉権者の決定後、運営委託契約の締結までの間において、優先交渉権者（複数の企業から構成される場合はいずれかの企業）が参加資格要件を欠くことになった場合には、連合は契約を締結しない。

8.3 費用の負担

契約手続に係る優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代などの諸費用は、運営事業者の負担とする。

8.4 契約保証金

契約保証金は、各年度の運営委託費の100分の10以上とし、各事業年度の開始日（初年度は契約締結日）までに納付することとする。ただし、事業者が、各事業年度の開始日（初年度は契約締結日）までに、年間運営委託費の100分の10以上の履行保証保険の付保又はこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。

8.5 その他

優先交渉権者が運営委託契約を締結しない場合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。

9 担当部局

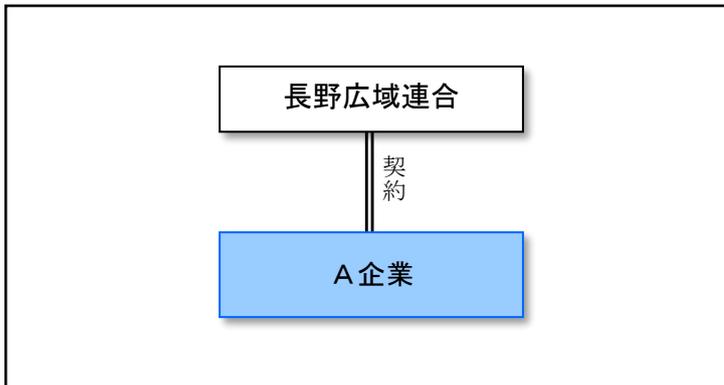
事業者の募集及び選定に関する担当部局・問合せ先は、次のとおりである。

長野広域連合事務局環境推進課
〒381-0026 長野県長野市松岡二丁目 27 番 1 号
電 話 026-213-5300
ファックス 026-213-5311
Eメール kankyo@area-nagano.jp
担 当 海沼・小山

【別紙1 事業スキーム図】

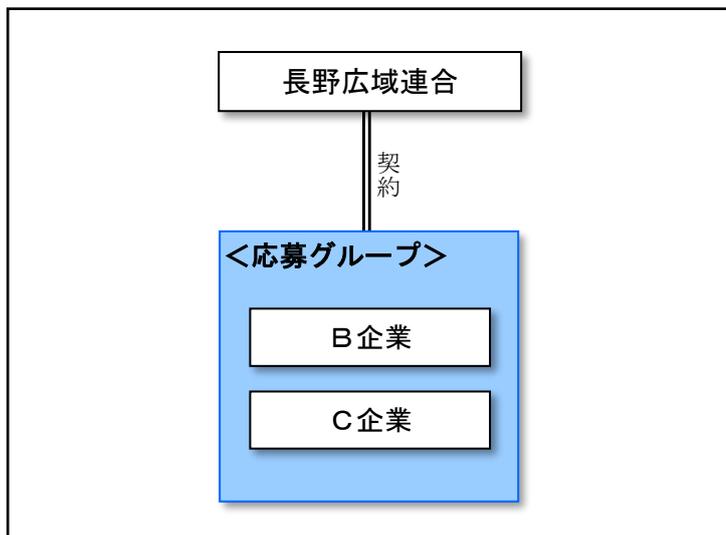
契約の形態は、民間事業者が下記から選択できる。

(1) 単独企業と契約



※A企業が水処理企業と埋立企業を兼任する場合。

(2) 複数企業で構成されるグループと契約



※水処理企業と埋立企業から構成される場合（その他の企業が参入することも可）。

【別紙2 閲覧用参考資料リスト】

資料 番号	参考資料名
1	最終処分場建設事業に係る生活環境影響調査書
2	最終処分場建設事業に係る生活環境影響調査書（要約書）
3	最終処分場実施設計業務報告書
4	「長野広域連合一般廃棄物最終処分場」実施設計図面集
5	長野広域連合一般廃棄物最終処分場建設工事 変更設計図書
6	長野広域連合一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事 実施設計図書
7	一般廃棄物最終処分場建設に関する基本協定書
8	一般廃棄物最終処分場受け入れに当たっての絶対的条件の協議書
9	一般廃棄物最終処分場受け入れに当たってのその他条件の協議書

【別紙3 リスク分担表】

※負担者 ○主分担、△従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスクに対する責任負担者	
			連合	民間事業者
共通	計画変更リスク	入札公告等の不備、事業内容の変更等	○	
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		その他の法令等の変更によるもの		○
	事業の中止・延期に関するリスク	連合の指示等によるもの	○	
		連合の債務不履行によるもの	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	物価変動リスク	提案時からのインフレ・デフレ	○	△ ^{注1}
	税制変動リスク	事業者の利益に課せられる税制の新設・変更		○
上記以外の税制度の新設・変更		○		
不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期	○	△ ^{注2}	
計画	応募コストリスク	応募費用に関するもの		○
維持管理・運営	運営費上昇リスク	連合の責による事業内容の変更等に起因する運営費の増大	○	
		物価以外の要因による運営費の増大		○
	性能リスク	要求仕様不適合（設計施工のかしを除く。）		○
	受入廃棄物の性状リスク	受入廃棄物の性状に起因するもの	○	
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動に起因するもの	○	
	住民対応リスク	施設運営に関する要望・苦情等に関するもの等	△ ^{注3}	○
	第三者賠償リスク	運営における騒音・振動・臭気等に関するもの		○
	事故の発生リスク	運営での事故の発生		○
	受入不能リスク	事業者の責により、本施設を使用できない期間において追加的に発生する処理費用（運搬費を含む）		○
	環境保全リスク	運営に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		○
終了後	施設の性能確保リスク	事業終了（明け渡し）時における施設の性能確保に関するもの		○
		事業終了（明け渡し）後における施設の性能確保に関するもの	○	△ ^{注4}

注1：一定の範囲内のインフレ・デフレ

注2：軽微な不可抗力（ただし、被害額について、事業者負担の上限を設定する。）

注3：要求水準や提案どおりに実施していても生じた要望・苦情等

注4：事業終了後1年間の性能保証